

第2回 早島町上下水道料金等審議会

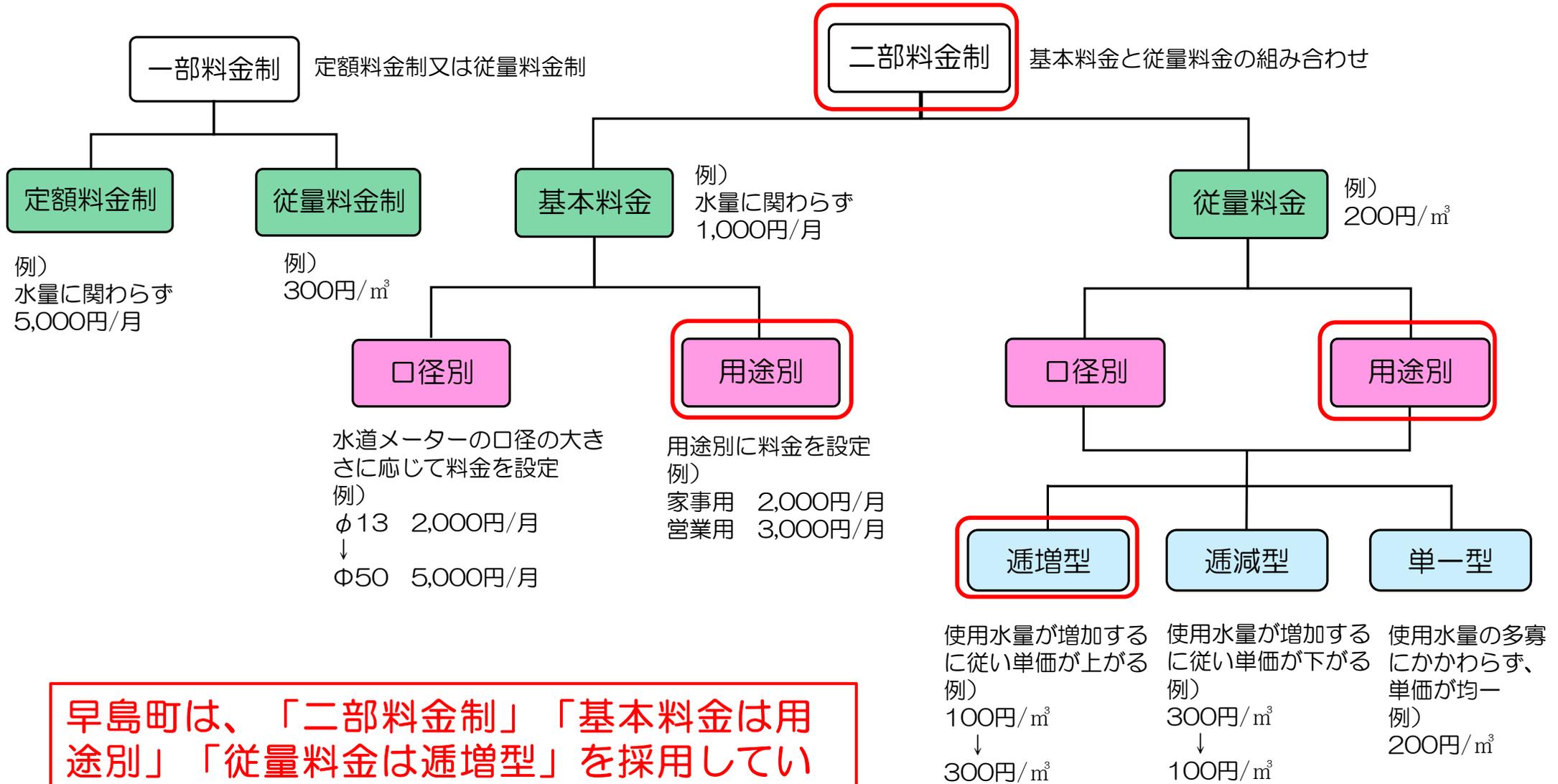
(2) 水道料金体系の検討

令和7年11月20日
早島町庁舎2階第1会議室

目次

1. 料金体系の種類
2. 早島町の料金体系
3. 全国の料金体系の推移
4. 県内の料金体系の状況
5. 料金体系の検討

1. 料金体系の種類



早島町は、「二部料金制」「基本料金は用途別」「従量料金は逦増型」を採用しています。

2. 早島町の料金体系

【早島町の水道料金表】

				(税抜)
用途	区分	使用水量		料金
家事営業用	基本料金	1箇月	10m ³ まで	770円
	超過料金 1m ³ につき	1箇月	10m ³ を超え30m ³ まで	103円
		1箇月	30m ³ を超え50m ³ まで	117円
		1箇月	50m ³ を超え100m ³ まで	131円
		1箇月	100m ³ を超えるもの	145円
臨時用		1m ³ につき	262円	

用途別

安
↓
高

逓増型

【水道料金の計算例】

- 家事営業用で40m³使用（2ヶ月）した場合の計算例を以下に示します。

基本料金

2ヶ月20m³まで 770円/月×2ヶ月=1,540円・・・①

従量料金

2ヶ月（20m³～60m³） 20m³×103円/m³=2,060円・・・②

請求金額

(①+②)×消費税10%=3,960円（税込）

2. 早島町の料金体系

【水道料金の構成】

	基本料金	従量料金
概要	<p>使用水量にかかわらず、全ての使用者（契約者）が負担する料金</p> <ul style="list-style-type: none"> 口径別：水道メーターの口径の大きさにより区分し、料金を賦課する。 用途別：使用用途（家庭用、営業用、浴場用等）により区分し、料金を賦課する。 	<p>使用水量に応じて負担する料金</p> <ul style="list-style-type: none"> 逓増型：使用水量が増加するに従い単価が上がる制度。水道事業者の約66.4%が逓増型を採用している。（総務省『公営企業の経営戦略の策定等に関する研究報告書』） 逓減型：使用水量が増加するに従い単価が下がる制度 単一型：使用水量の多寡にかかわらず、単価を均一した制度
目的	水道施設の更新、維持管理、メーター関連費用等の財源	<p>受水するための受水費、動力費等の財源 ※水を作っている事業者は薬品費等も含まれる</p>
本町の設定	用途別を採用し、すべて家事営業用（臨時用除く）として1つの基本料金を設定している。	逓増制を採用し、使用する水量が多いほど単価が高くなる設定をしている。

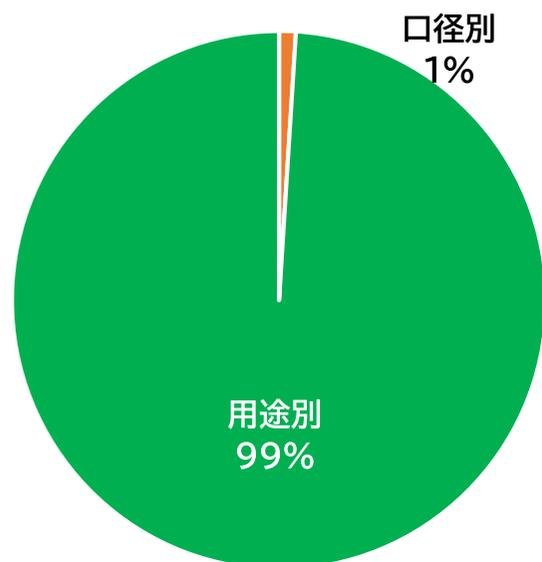
【早島町の水道料金】

- 本町の水道料金は、「用途別」の基本料金と「逓増制」の従量料金を採用しています。

3. 全国の料金体系の推移

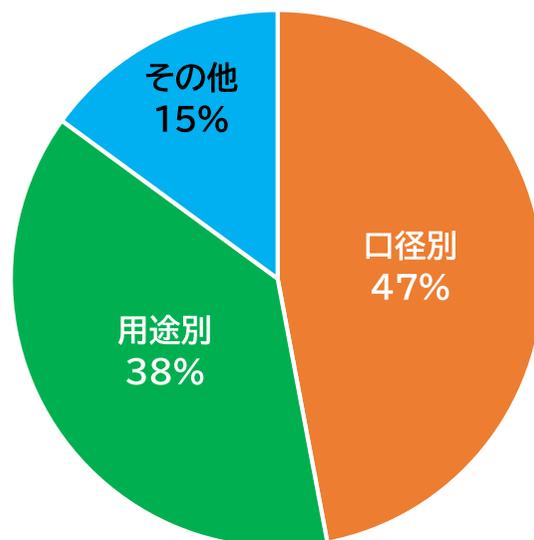
1965（昭和40）年は約99%が用途別の料金体系でしたが、口径別に移行する水道事業者が増え、2020（令和2）年には、**過半数以上が口径別の料金体系を採用**しています。

昭和40年(1965年)

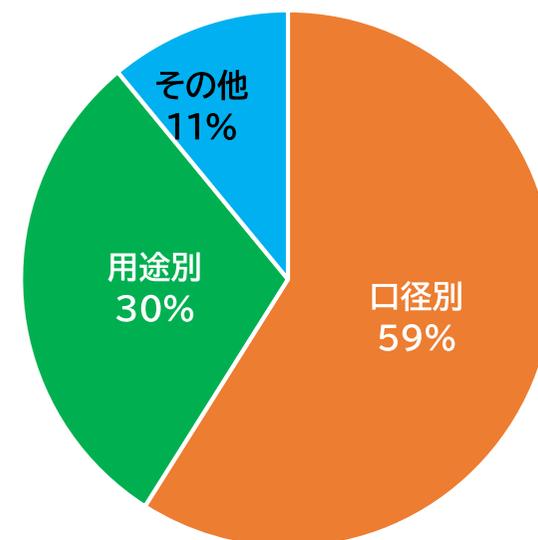


約99%が用途別を採用

昭和60年(1985年)



令和2年(2020年)



過半数以上が口径別を採用

4. 県内の料金体系の状況

【基本料金の種別】

用途別

使用用途（家庭用、営業用、浴場用等）により区分し、料金を賦課する。

- 用途の違いによる各利用者の負担能力、サービス価値の差により料金格差を設けるもの
- 用途の区分が恣意的で、客観性に欠ける点が懸念される。

- 倉敷市
- 井原市
- 矢掛町
- 勝央町
- 玉野市
- 美作市
- 鏡野町
- 早島町
- 瀬戸内市
- 和気町
- 美咲町

口径別

水道メーター口径の大きさにより区分し、料金を賦課する。

- 各利用者の給水管や水道メーターの大小、使用水量の多寡に応じて料金格差を設けるもの
- 用途別から口径別に移行する際に、水道料金の激変を招く点が懸念される。

- 岡山市
- 赤磐市
- 笠岡市
- 真庭市
- 吉備中央町
- 備前市
- 総社市
- 高梁市
- 里庄町
- 津山市
- 浅口市
- 新見市
- 奈義町

今回の料金改定では、水道料金が大幅に見直しされることとなります。そのため口径別に移行した場合、利用者間の料金格差が拡大するおそれがあります。このような状況を踏まえ、現行の「用途別」を維持することとします。

5. 料金体系の検討

これまでにご説明したとおり、現行の「用途別」の基本料金および「逦増型」の従量料金による料金体系を維持することとします。

【早島町の水道料金表】

			(税抜)
用途	区分	使用水量	料金
家事営業用	基本料金	1箇月 10m ³ まで	770円
	超過料金 1m ³ につき	1箇月 10m ³ を超え30m ³ まで	103円
		1箇月 30m ³ を超え50m ³ まで	117円
		1箇月 50m ³ を超え100m ³ まで	131円
		1箇月 100m ³ を超えるもの	145円
臨時用		1m ³ につき	262円

用途別

逦増型

安
↓
高

料金単価のみの改定を検討することとします。

料金単価の設定については、第3回以降の審議会での審議事項となります。